

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に係る公告

一宮市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、下記の認可地縁団体より所有する不動産の登記移転等に係る公告申請があったため、同条第2項の規定により公告する。

令和8年3月19日

一宮市長 中野 正 康

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名称	小赤見町内会
区域	一宮市小赤見の区域
主たる事務所の所在地	愛知県一宮市小赤見字石塔713番地

2 不動産に関する事項

土地

地目	面積	所在地
墓地	333㎡	一宮市小赤見字石田17番1

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	登記上の住所
大字小赤見惣代中野宗助	

土地

地目	面積	所在地
墓地	33㎡	一宮市小赤見字石田17番2

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	登記上の住所
大字小赤見共有惣代中野宗助	

3 当該不動産の移転登記等をするについて異議を述べることができる者

- (1) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 当該不動産の所有権を有することを疎明する者

4 公告期間

令和8年3月19日から令和8年6月19日まで

5 異議を述べる方法等

(1) 方法

一宮市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

(2) 提出先

愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市総合政策部市民協働課地域自治グループ